

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年4月28日

【会社名】 藍澤證券株式会社

【英訳名】 AIZAWA SECURITIES CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 兼 社長執行役員 藍澤 卓弥

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋一丁目20番3号

【電話番号】 03(3272)3421

【事務連絡者氏名】 取締役 兼 常務執行役員 真柴 一裕

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋一丁目20番3号

【電話番号】 03(3272)3421

【事務連絡者氏名】 取締役 兼 常務執行役員 真柴 一裕

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
藍澤證券株式会社 厚木支店  
(神奈川県厚木市中町四丁目9番18号)  
藍澤證券株式会社 成田支店  
(千葉県成田市花崎町534番地)  
藍澤證券株式会社 春日部支店  
(埼玉県春日部市粕壁東一丁目2番19号)  
藍澤證券株式会社 富士宮支店  
(静岡県富士宮市大宮町10番3号)  
藍澤證券株式会社 大阪支店  
(大阪府大阪市中央区北浜二丁目6番26号)  
藍澤證券株式会社 芦屋支店  
(兵庫県芦屋市大原町2番6号)  
(注) 印は金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資家の便宜を考慮し、縦覧に供する場所としております。

## 1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、2021年6月25日に開催予定の定時株主総会決議による承認及び必要に応じ所管官公庁の許認可が得られることを条件として、2021年10月1日を効力発生日として会社分割の方式により持株会社体制へ移行することを決議し、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき臨時報告書を提出いたしました。

今般、当社は2021年4月28日開催の取締役会において、2021年6月25日開催予定の定時株主総会決議による承認及び必要に応じ所管官公庁の許認可が得られることを条件として、2021年10月1日を吸収分割の効力発生日とした吸収分割契約の締結を承認することを決議し、未決定事項について決定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

2【報告内容】について、以下のとおり訂正いたします。

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

## 2【報告内容】

(訂正前)

### (1) 当該吸収分割の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

|        |                                   |
|--------|-----------------------------------|
| 商号     | アイザワ証券分割準備株式会社<br>(2021年4月上旬設立予定) |
| 本店の所在地 | 東京都中央区日本橋一丁目20番3号                 |
| 代表者の氏名 | 代表取締役社長 藍澤 卓弥                     |
| 資本金の額  | 未定                                |
| 純資産の額  | 未定                                |
| 総資産の額  | 未定                                |
| 事業の内容  | 当社から吸収分割により証券事業を承継するのに必要な準備業務等    |

|        |                                    |
|--------|------------------------------------|
| 商号     | アイザワ・インベストメンツ株式会社<br>(2005年7月1日設立) |
| 本店の所在地 | 東京都中央区日本橋一丁目20番3号                  |
| 代表者の氏名 | 代表取締役社長 真柴 一裕                      |
| 資本金の額  | 300百万円                             |
| 純資産の額  | 1,068百万円                           |
| 総資産の額  | 2,125百万円                           |
| 事業の内容  | 投資事業、投資事業組合財産の運用および管理、不動産関連事業等     |

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

アイザワ証券分割準備株式会社

2021年4月上旬に設立予定であるため、確定した事業年度はありません。

アイザワ・インベストメンツ株式会社

| 決算期        | 2018年3月期 | 2019年3月期 | 2020年3月期 |
|------------|----------|----------|----------|
| 営業収益(百万円)  | 89       | 81       | 66       |
| 営業利益(百万円)  | 38       | 22       | 1        |
| 経常利益(百万円)  | 132      | 89       | 109      |
| 当期純利益(百万円) | 102      | 43       | 80       |

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

藍澤證券株式会社(提出会社) 100%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

アイザワ証券分割準備株式会社

|      |                                 |
|------|---------------------------------|
| 資本関係 | 当社(提出会社)100%出資の子会社として設立される予定です。 |
| 人的関係 | 当社(提出会社)より取締役を派遣する予定です。         |
| 取引関係 | 営業を開始していないため、当社との取引関係はありません。    |

アイザワ・インベストメンツ株式会社

|      |   |
|------|---|
| 資本関係 | 当社（提出会社）100%出資の子会社です。                                       |
| 人的関係 | 当社（提出会社）より取締役5名、監査役1名を派遣しております。                             |
| 取引関係 | 当社（提出会社）に不動産を賃貸しております。保有不動産および投資事業組合の管理について業務委託契約を締結しております。 |

(2) 当該吸収分割の目的

当社は、「より多くの人に証券投資を通じ、より豊かな生活を提供する」という経営理念のもと、金融商品の提供を通じてお客様に希望をお届けする「Hope Courier（希望の宅配人）」となること、および、お客様の人生に寄り添い、従来の証券業務だけでなく、お客様の課題を解決するお手伝いをする「超リテール証券」となることをビジョンとして掲げ、資産形成ビジネスに取り組んでおります。

当社の事業領域である金融業界は、新型コロナウイルス感染症の流行により従来の訪問を主体とした営業スタイルの変革が求められ、また、ネット証券会社を中心とした手数料値下げの動き、更に、IFA事業者や他業種からの証券事業参入が相次ぐ等、激しい競争環境に置かれています。

このような環境下では、従来に増して、適切で迅速な意思決定と機動的な事業戦略を実行できる組織体制が求められます。

今般、当社、子会社、および関係会社（以下、「当社グループ」といいます。）は、グループ内の事業を証券事業、金融商品仲介事業、運用事業、投資事業の4つに区分し、それぞれを中核とした事業会社を傘下に持つ持株会社体制へ移行する方針を決定しました。持株会社体制へ移行することで、グループ全体の機動的な事業活動、迅速な意思決定、経営資源の適切な配分による財務体質の強化、既存の価値観にとらわれない新たな事業の創出等の戦略立案等が可能となる、との判断に至ったものであります。新たなグループ体制のもと、当社グループは質の高いサービスを提供する総合金融サービスグループとなることを目指してまいります。

(3) 吸収分割の方法、吸収分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社の株式の数及びその他の吸収分割契約の内容

吸収分割の方法

当社を分割会社とする会社分割により、分割する事業を当社が100%出資する子会社に承継させる予定です。

吸収分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社の株式の数  
未定です。

吸収分割の日程

|                |                |
|----------------|----------------|
| 持株会社移行方針決議取締役会 | 2021年2月12日     |
| 分割準備会社設立承認取締役会 | 2021年2月12日     |
| 分割準備会社の設立      | 2021年4月上旬(予定)  |
| 吸収分割契約承認取締役会   | 2021年4月28日(予定) |
| 吸収分割契約締結       | 2021年4月28日(予定) |
| 吸収分割契約承認定時株主総会 | 2021年6月上旬(予定)  |
| 吸収分割の効力発生日     | 2021年10月1日(予定) |

その他の吸収分割契約の内容

未定です。

(4) 吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

未定です。

(5) 吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

|        |   |
|--------|---|
| 商号     | アイザワ証券分割準備株式会社<br>(2021年10月1日付で「アイザワ証券株式会社」に商号変更予定) |
| 本店の所在地 | 本店の移転を予定しておりますが、詳細は未定です                             |
| 代表者の氏名 | 代表取締役社長 藍澤 卓弥                                       |
| 資本金の額  | 未定  |
| 純資産の額  | 未定  |
| 総資産の額  | 未定  |
| 事業の内容  | 金融商品取引業   |

|        |                                    |
|--------|------------------------------------|
| 商号     | アイザワ・インベストメンツ株式会社<br>(2005年7月1日設立) |
| 本店の所在地 | 本店の移転を予定しておりますが、詳細は未定です            |
| 代表者の氏名 | 代表取締役社長 真柴 一裕                      |
| 資本金の額  | 300百万円                             |
| 純資産の額  | 未定                                 |
| 総資産の額  | 未定                                 |
| 事業の内容  | 投資事業、投資事業組合財産の運用および管理、不動産関連事業等     |

(訂正後)

(1) 当該吸収分割の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

|        |                                   |
|--------|-----------------------------------|
| 商号     | アイザワ証券分割準備株式会社<br>(2021年4月1日設立)   |
| 本店の所在地 | 東京都中央区日本橋一丁目20番3号                 |
| 代表者の氏名 | 代表取締役社長 藍澤 卓弥                     |
| 資本金の額  | 300百万円                            |
| 純資産の額  | 300百万円                            |
| 総資産の額  | 300百万円                            |
| 事業の内容  | 当社から吸収分割により金融商品取引業を承継するのに必要な準備業務等 |

|        |                                    |
|--------|------------------------------------|
| 商号     | アイザワ・インベストメンツ株式会社<br>(2005年7月1日設立) |
| 本店の所在地 | 東京都中央区日本橋一丁目20番3号                  |
| 代表者の氏名 | 代表取締役社長 真柴 一裕                      |
| 資本金の額  | 300百万円                             |
| 純資産の額  | 1,068百万円                           |
| 総資産の額  | 2,125百万円                           |
| 事業の内容  | 投資事業、投資事業組合財産の運用および管理、不動産関連事業等     |

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

アイザワ証券分割準備株式会社

2021年4月1日に設立しており、確定した事業年度はありません。

アイザワ・インベストメンツ株式会社

| 決算期        | 2018年3月期 | 2019年3月期 | 2020年3月期 |
|------------|----------|----------|----------|
| 営業収益(百万円)  | 89       | 81       | 66       |
| 営業利益(百万円)  | 38       | 22       | 1        |
| 経常利益(百万円)  | 132      | 89       | 109      |
| 当期純利益(百万円) | 102      | 43       | 80       |

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

藍澤證券株式会社(提出会社) 100%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

アイザワ証券分割準備株式会社

|      |                                 |
|------|---------------------------------|
| 資本関係 | 当社(提出会社)100%出資の子会社です。           |
| 人的関係 | 当社(提出会社)より取締役4名、監査役2名を派遣しております。 |
| 取引関係 | 営業を開始していないため、当社との取引関係はありません。    |

アイザワ・インベストメンツ株式会社

|      |   |
|------|---|
| 資本関係 | 当社（提出会社）100%出資の子会社です。                                       |
| 人的関係 | 当社（提出会社）より取締役5名、監査役1名を派遣しております。                             |
| 取引関係 | 当社（提出会社）に不動産を賃貸しております。保有不動産および投資事業組合の管理について業務委託契約を締結しております。 |

(2) 当該吸収分割の目的

当社は、「より多くの人に証券投資を通じ、より豊かな生活を提供する」という経営理念のもと、金融商品の提供を通じてお客様に希望をお届けする「Hope Courier（希望の宅配人）」となること、および、お客様の人生に寄り添い、従来の証券業務だけでなく、お客様の課題を解決するお手伝いをする「超リテール証券」となることをビジョンとして掲げ、資産形成ビジネスに取り組んでおります。

当社の事業領域である金融業界は、新型コロナウイルス感染症の流行により従来の訪問を主体とした営業スタイルの変革が求められ、また、ネット証券会社を中心とした手数料値下げの動き、更に、IFA事業者や他業種からの証券事業参入が相次ぐ等、激しい競争環境に置かれています。

このような環境下では、従来に増して、適切で迅速な意思決定と機動的な事業戦略を実行できる組織体制が求められます。

今般、当社、子会社、および関係会社（以下、「当社グループ」といいます。）は、グループ内の事業を証券事業、金融商品仲介事業、運用事業、投資事業の4つに区分し、それぞれを中核とした事業会社を傘下に持つ持株会社体制へ移行する方針を決定しました。持株会社体制へ移行することで、グループ全体の機動的な事業活動、迅速な意思決定、経営資源の適切な配分による財務体質の強化、既存の価値観にとらわれない新たな事業の創出等の戦略立案等が可能となる、との判断に至ったものであります。新たなグループ体制のもと、当社グループは質の高いサービスを提供する総合金融サービスグループとなることを目指してまいります。

(3) 吸収分割の方法、吸収分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社の株式の数及びその他の吸収分割契約の内容

吸収分割の方法

当社を分割会社とする会社分割により、分割する事業を当社が100%出資する子会社に承継させる予定です。

吸収分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社の株式の数

承継会社であるアイザワ証券分割準備株式会社は、本吸収分割に際して普通株式200,000株を発行し、これを全て分割会社である当社に割当て交付いたします。

また、承継会社であるアイザワ・インベストメンツ株式会社は、本吸収分割に際して普通株式20,000株を発行し、これを全て分割会社である当社に割当て交付いたします。

吸収分割の日程

|                |            |
|----------------|------------|
| 持株会社移行方針決議取締役会 | 2021年2月12日 |
| 分割準備会社設立承認取締役会 | 2021年2月12日 |
| 分割準備会社の設立      | 2021年4月1日  |
| 吸収分割契約承認取締役会   | 2021年4月28日 |
| 吸収分割契約締結       | 2021年4月28日 |

吸収分割契約承認時株主総会 2021年6月25日(予定)  
吸収分割の効力発生日 2021年10月1日(予定)

#### その他の吸収分割契約の内容

当社と吸収分割承継会社が2021年4月28日に締結しました吸収分割契約の内容は次のとおりであります。

(アイザワ証券分割準備株式会社との間で締結した吸収分割契約書)

#### 吸収分割契約書

藍澤證券株式会社(以下、「甲」という。 )とアイザワ証券分割準備株式会社(以下、「乙」という。 )とは、甲の事業のうち、金融商品取引業その他の事業(以下、「本件事業」という。 )に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割(以下、「本件分割」という。 )に関し、次のとおり分割契約(以下、「本契約」という。 )を締結する。

#### 第一条 (当事者の商号及び住所)

本件分割にかかる、吸収分割会社と吸収分割承継会社の商号及び住所は次のとおりである。

##### (甲) 吸収分割会社

商号：藍澤證券株式会社

住所：東京都中央区日本橋一丁目20番3号

##### (乙) 吸収分割承継会社

商号：アイザワ証券分割準備株式会社

住所：東京都中央区日本橋一丁目20番3号

#### 第二条 (承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務)

1. 乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務及び契約上の地位(以下、「本承継対象権利義務等」という。 )の内容は、別紙「本承継対象権利義務等明細表」記載のとおりとする。なお、本承継対象権利義務等の移転につき関係官庁その他の関係者の許認可・承諾等を要するものについては、当該許認可・承諾等の取得を条件として、当該本承継対象権利義務等を本件分割に際して移転承継する。また、本承継対象権利義務等に関して、各々の契約上の定めに基づき支障がある場合は、甲乙間で協議する。
2. 第1項の規定による甲から乙への債務の承継については、すべて重畳的債務引受の方法によるものとする。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。
3. 甲は、本承継対象権利義務等のうち、その移転のために、登記、登録、通知、承諾、その他の手続を必要とするもの又はこれらを対抗要件とするものについて、甲乙協議の上、必要に応じて、乙に協力してその手続を行う。この場合の登録手続費用その他の費用については、乙が負担するものとする。

#### 第三条 (吸収分割に際して交付する金銭等)

乙は、本件分割に際して、乙の普通株式200,000株を発行し、その全てを本承継対象権利義務等の対価として甲に対して割当交付する。

#### 第四条 (乙の資本金等の額)

本件分割により増加する乙の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。ただし、本件分割がその効力を



生ずる日（以下、「効力発生日」という。）における本件事業における資産及び負債の状態により、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

|     |          |                         |
|-----|----------|-------------------------|
| (1) | 資本金      | 0円                      |
| (2) | 資本準備金    | 0円                      |
| (3) | その他資本剰余金 | 株主資本等変動額から、前各号の額を減じて得た額 |
| (4) | 利益準備金    | 0円                      |
| (5) | その他利益剰余金 | 0円                      |

#### 第五条（効力発生日）

効力発生日は、2021年10月1日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

#### 第六条（株主総会の承認）

1. 甲は、令和3年6月25日開催予定の株主総会において、本契約の承認を得て本件分割を行うものとする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。
2. 乙は、令和3年6月25日開催予定の株主総会において、本契約の承認を得て本件分割を行うものとする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

#### 第七条（商号変更）

1. 本件分割の効力発生を条件として、効力発生日をもって、甲は、「アイザワ証券グループ株式会社」に商号変更するものとする。
2. 本件分割の効力発生を条件として、効力発生日をもって、乙は、「アイザワ証券株式会社」に商号変更するものとする。

#### 第八条（競業避止義務）

甲は、本件分割後においても、本件事業について、一切競業避止義務を負わない。

#### 第九条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者として注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙協議の上、これを行うものとする。

#### 第十条（本契約の条件変更及び解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重要な変動が生じた場合、法令に定める関係諸官庁等の承認が得られなかった場合、又は本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本件分割の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙協議の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第十一条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書一通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上、甲がこれを保有し、乙はこの写しを保有する。

2021年4月28日

甲 東京都中央区日本橋一丁目20番3号  
藍澤證券株式会社  
代表取締役社長 藍澤 卓弥

乙 東京都中央区日本橋一丁目20番3号  
アイザワ証券分割準備株式会社  
代表取締役社長 藍澤 卓弥

別紙 本承継対象権利義務等明細表

乙は、本件分割により、本件分割の効力発生日における甲の本件事業に属する次に記載する資産、債務、雇用契約その他の権利義務及び契約上の地位を甲から承継する。

なお、本承継対象権利義務等のうち資産及び負債については、2021年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件分割の効力発生日前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

次の各号を除いた全資産を承継する。

- (1) 本件分割後に甲が営む子会社等の経営管理の資金として必要な現金及び預金
- (2) その他の流動資産（本件事業に属するものを除く）
- (3) 有形固定資産及び無形固定資産（本件事業に属するものを除く）
- (4) 長期保有目的及び純投資目的の投資有価証券（外国債券を除く）並びに関係会社有価証券
- (5) 関係会社長期貸付金、長期差入保証金（本社ビル敷金を除く）及びゴルフ会員権等の施設利用会員権

2. 承継する負債

次の各号を除いた全負債を承継する。

- (1) 承継しない資産に係る債務
- (2) その他の流動負債（本件事業に属するものを除く）
- (3) 長期借入金
- (4) 本吸収分割の効力発生前に成立した国税及び地方税の納付債務その他公法上の債務

3. 承継する雇用契約等

本件分割の効力発生日において甲が締結している一切の雇用契約及びこれに基づく権利義務の一切。

4. 承継するその他の権利義務等

- (1) 雇用契約以外の契約

本件事業に関する一切の契約上の地位及びこれに基づく権利義務。ただし、甲が、その株式を保有する会社の事業活動に対する支配、管理及びグループ運営に関するものを除く。

- (2) 知的財産権

本件事業に関する一切の工業所有権、著作権、ノウハウ及び商標。ただし、甲が、その株式を保有する会社の事業活動に対する支配、管理及びグループ運営に関するものを除く。

(3) 許認可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、甲がその株式を保有する会社の事業活動に対する支配・管理及びグループ運営に関するものを除く。

以上

(アイザワ・インベストメンツ株式会社との間で締結した吸収分割契約書)

吸収分割契約書

藍澤證券株式会社(以下、「甲」という。 )とアイザワ・インベストメンツ株式会社(以下、「乙」という。 )とは、甲の事業のうち、投資事業(以下、「本件事業」という。 )に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割(以下、「本件分割」という。 )に関し、次のとおり分割契約(以下、「本契約」という。 )を締結する。

第一条 (当事者の商号及び住所)

本件分割にかかる、吸収分割会社と吸収分割承継会社の商号及び住所は次のとおりである。

(甲) 吸収分割会社

商号：藍澤證券株式会社

住所：東京都中央区日本橋一丁目20番3号

(乙) 吸収分割承継会社

商号：アイザワ・インベストメンツ株式会社

住所：東京都中央区日本橋一丁目20番3号

第二条 (承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務)

1. 乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務及び契約上の地位(以下、「本承継対象権利義務等」という。 )の内容は、別紙「本承継対象権利義務等明細表」記載のとおりとする。なお、本承継対象権利義務等の移転につき関係官庁その他の関係者の許認可・承諾等を要するものについては、当該許認可・承諾等の取得を条件として、当該本承継対象権利義務等を本件分割に際して移転承継する。また、本承継対象権利義務等に関して、各々の契約上の定めに基づき支障がある場合は、甲乙間で協議する。
2. 第1項の規定による甲から乙への債務の承継については、すべて重疊的債務引受の方法によるものとする。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。
3. 甲は、本承継対象権利義務等のうち、その移転のために、登記、登録、通知、承諾、その他の手続を必要とするもの又はこれらを対抗要件とするものについて、甲乙協議の上、必要に応じて、乙に協力してその手続を行う。この場合の登録手続費用その他の費用については、乙が負担するものとする。

第三条 (吸収分割に際して交付する金銭等)

乙は、本件分割に際して、乙の普通株式20,000株を発行し、その全てを本承継対象権利義務等の対価として甲に対して割当交付する。

第四条 (乙の資本金等の額)

本件分割により増加する乙の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。ただし、本件分割がその効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）における本件事業における資産及び負債の状態により、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

|     |          |                         |
|-----|----------|-------------------------|
| (1) | 資本金      | 0円                      |
| (2) | 資本準備金    | 0円                      |
| (3) | その他資本剰余金 | 株主資本等変動額から、前各号の額を減じて得た額 |
| (4) | 利益準備金    | 0円                      |
| (5) | その他利益剰余金 | 0円                      |

#### 第五条（効力発生日）

効力発生日は、2021年10月1日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

#### 第六条（株主総会の承認）

1. 甲は、令和3年6月25日開催予定の株主総会において、本契約の承認を得て本件分割を行うものとする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。
2. 乙は、令和3年6月25日開催予定の株主総会において、本契約の承認を得て本件分割を行うものとする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

#### 第七条（競業避止義務）

甲は、本件分割後においても、本件事業について、一切競業避止義務を負わない。

#### 第八条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者として注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙協議の上、これを行うものとする。

#### 第九条（本契約の条件変更及び解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重要な変動が生じた場合、法令に定める関係諸官庁等の承認が得られなかった場合、又は本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本件分割の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙協議の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第十条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書一通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上、甲がこれを保有し、乙はこの写しを保有する。

2021年4月28日

甲 東京都中央区日本橋一丁目20番3号  
藍澤證券株式会社  
代表取締役社長 藍澤 卓弥

乙 東京都中央区日本橋一丁目20番3号  
アイザワ・インベストメンツ株式会社  
代表取締役社長 真柴 一裕

別紙 本承継対象権利義務等明細表

乙は、本件分割により、本件分割の効力発生日における甲の本件事業に属する次に記載する資産、債務、雇用契約その他の権利義務及び契約上の地位を甲から承継する。

なお、本承継対象権利義務等のうち資産及び負債については、2021年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件分割の効力発生日前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

次の各号を承継する。

- (1) 本件事業に属する有形固定資産
- (2) 純投資目的の投資有価証券（外国債券を除く）

2. 承継する負債

次の各号を承継する。

- (1) 承継する資産に係る債務

3. 承継する雇用契約等

乙は、本件事業に関する雇用契約上の地位及び当該契約に基づき発生する権利義務を承継しない。

4. 承継するその他の権利義務等

- (1) 雇用契約以外の契約

本件事業に属する一切の契約上の地位及びこれに基づく権利義務。

- (2) 知的財産権

一切承継しない。

- (3) 許認可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

以上

(4) 吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

吸収分割承継会社であるアイザワ証券分割準備株式会社及びアイザワ・インベストメンツ株式

会社は当社の100%子会社であり、本件分割に際して吸収分割承継会社が新たに発行する株式の全部を当社に交付するため、吸収分割承継会社と当社との協議の上、割当株式数を決定いたしました。

(5) 吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

|        |   |
|--------|---|
| 商号     | アイザワ証券分割準備株式会社<br>(2021年10月1日付で「アイザワ証券株式会社」に商号変更予定) |
| 本店の所在地 | 東京都港区東新橋一丁目9番1号 東京汐留ビルディング                          |
| 代表者の氏名 | 代表取締役社長 藍澤 卓弥                                       |
| 資本金の額  | 3,000百万円  |
| 純資産の額  | 20,287百万円(概算)                                       |
| 総資産の額  | 66,062百万円(概算)                                       |
| 事業の内容  | 金融商品取引業   |

|        |                                    |
|--------|------------------------------------|
| 商号     | アイザワ・インベストメンツ株式会社<br>(2005年7月1日設立) |
| 本店の所在地 | 東京都港区東新橋一丁目9番1号 東京汐留ビルディング         |
| 代表者の氏名 | 代表取締役社長 真柴 一裕                      |
| 資本金の額  | 300百万円                             |
| 純資産の額  | 25,185百万円(概算)                      |
| 総資産の額  | 30,789百万円(概算)                      |
| 事業の内容  | 投資事業、投資事業組合財産の運用および管理、不動産関連事業等     |

上記純資産及び総資産の額は2021年3月31日現在の貸借対照表を基準に算出したものであり、実際の額とは異なる可能性があります。

以 上